

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

施策名: 消防・防災
 施策番号: 12 - 01

1 施策の基本情報

施策名	12 消防・防災	展開方向	01 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。
主担当局	防災担当局	主担当課	防災対策課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●		災害対策本部各部の災害対応ガイドラインの作成

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 消防・防災体制に対して安心感を持っている市民の割合	↑	H23 73.4 %	90.0	66.4	**	**	**	**	0%
② 津波等一時避難場所避難可能人数(津波浸水区域内)	↑	H24 93,180 人	113,000	95,600	**	**	**	**	12.2%
③									
④									
⑤									

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

● 東日本大震災の教訓を踏まえ、地域の約3分の1が海拔ゼロメートル地帯である本市での津波の想定等を見直すとともに、防災体制の強化を図ることが課題である。
 ● 阪神・淡路大震災の経験を風化させず、防災意識を向上させるとともに、減災の視点も踏まえながら、地域における自主防災体制を強化することが課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●消防・救急・救助体制の充実 ●防災対策				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	4.8%	30.5%	51.2%	10.3%	3.1%
	23年度	7.1%	23.4%	60.2%	6.9%	2.3%
重要度調査	25年度	第1位 / 20位		5点満点中 4.72点(平均 4.39点)		
	23年度	第5位 / 20位		5点満点中 4.18点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■防災対策の充実</p> <p>地震等の大規模災害発生時に、ひとりでも多くの命を救い、被害を軽減することが防災対策の最大の目的である。そのため、市民等が冷静で円滑に避難行動が行えるための手段の整備、日頃からの訓練や防災意識向上に向けた取組など、以下の様々な対策を組み合わせた事業を展開し、防災体制の充実を図っている。</p> <p>【情報伝達及び啓発】 ・災害発生時、行政には、市内全ての人々に対し災害や避難等の情報を迅速・確実に伝達することが求められており、一方、市民等には、いかに迅速に避難すべきかを考えるなどの、日頃からの防災意識の向上が求められる。そのため、屋外拡声器や戸別受信機の整備、尼崎市防災ネットの運用やSNSの活用などを行い、情報伝達手段の拡充を着実に進めている。また、併せて海拔表示板の整備や尼崎市防災ブックの全戸配布など、日頃から市民等の防災意識の維持・向上に向けた啓発を進めている。その結果、市政出前講座等の防災講義の要請、地域での防災訓練、防災ネット利用者等が増加してきており、市民や事業者等の防災意識は年々高まりつつある。 ・今後の展開としては、東日本大震災の経験を踏まえ、国から情報伝達は地域の実情に応じて、多層化、多様化を進めていくことが示されたことから、本市としては、屋外拡声器を海拔ゼロメートル地帯や河川付近などの津波や洪水の危険性が高い場所を中心に、また、戸別受信機を福祉施設等へ整備を進めるとともに、新しい伝達手段(スマホアプリなど)など、新技術を取り入れた情報伝達の更なる多層化や、災害時要援護者や臨海部の事業者など、対象者に応じた伝達手段の確立を進めていく。 ・また、市民や事業者の防災意識を高める取組として、防災ブックの配布や海拔表示板の整備などを行っているが、地域や各家庭等において、それらを日頃から有効活用してもらうことを更に周知していく必要がある。また、市民等が避難行動をより円滑に行うために海拔表示板に加えて、新たに避難場所案内表示板などの整備が必要と考えている。</p> <p>【避難場所拡大】 ・南海トラフ巨大地震による津波や河川氾濫による洪水等の水害から身を守るためには、より遠くに避難することが基本であるが、高く堅固な建物への避難も有効である。このため、民間施設等の協力を得て津波等一時避難場所の拡大を進めている。東日本大震災発生時には、4箇所、約2万5千人であった津波等一時避難場所については、現在、市域全域において308箇所、約25万6千人の避難が可能となり、JR以南の人口(約16万人)を大幅に上回る収容数を確保することができている。 ・今後の展開としては、6月に兵庫県が公表した南海トラフ巨大地震にかかる被害想定では、尼崎市の想定死者数の99.3%が津波被害によるものとされ、また、長期浸水が想定されていることから、浸水想定区域を中心とした避難場所の確保や機能向上が必要になっているとともに、避難に時間を要する要援護者関連施設や浸水想定区域外までの距離が遠い臨海部企業との連携を強化し、具体的な避難方法等の検討・支援を行っていく。</p> <p>【防災訓練】 ・行政等が災害時の適切な防災行動力を習得し、関係機関との連携強化を図るとともに、学校や地域の繋がりを密にさせることを目的に、現在、「防災総合訓練」、「1.17地域防災訓練」、「水防工法訓練」等の基礎的な訓練を継続して実施し、行政・市民等が災害時に迅速な行動が取れるよう体制の維持・強化を図っている。 ・今後の展開としては、上記の基礎的な訓練を維持するとともに、新たに様々な災害を想定した災害別の図上訓練等を実施するなど総合的な対応力の強化を図っていく。また、最新の地域防災計画を更に実効性の高いものとするため、災害対策本部の各部が具体的な防災行動をまとめる「災害対応ガイドライン」の作成を支援するとともに、完成後は訓練等を実施し、実行性を確保していく。</p> <p>【水防システム等】 ・現在、降雨や河川水位等の情報を把握するため、水防(降雨観測)システムを運用しており、さらにその他の防災関連情報を別途収集する中で、災害時の初動体制等を確保している。 ・今後の展開としては、水防(降雨観測)システムが昭和61年の稼働から28年が経過し、老朽化や故障が発生しているとともに、国・県や各施設の様々な情報を一括して共有できない、また、災害時の被災者台帳や要援護者台帳などを管理するシステムが構築されていないなど、迅速な情報収集・発信等の対応などに課題があることから、新たな防災総合システムの構築を含めた検討を行う必要がある。</p> <p>【全体の課題】 ・本市が進めているこれらの取組は、防災・減災活動にどの程度の効果があるかを把握することが課題であり、その手法等を検討する必要がある。</p>	
主な事務事業	・防災対策等事業費 ・防災情報ネットワーク事業費
関連する目標指標	①②
進捗	○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

次年度に向けた取組方針	
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・兵庫県から南海トラフ巨大地震にかかる地震・津波被害想定が発表されたことから、特に浸水被害の生じる恐れがある地域での、企業、病院、災害時要援護者施設など各施設での対応を含め、より具体的な避難方法等の検討を行う。また、浸水被害の恐れのない地域での避難場所の設置拡大や伊丹市等他都市との広域連携による対応などについても引き続き検討する。</p> <p>・既存の各種訓練内容等の検討を行うとともに、行政職員の防災知識、防災行動力をさらに高めるための図上訓練(DIG)等の実施・検討を行う。</p> <p>・本市の防災情報収集力を強化する必要がある、水防システム(降雨観測システム)をはじめとする既存データ等の収集を一元化するなどの必要があることから、新たな防災総合システム構築も含めた検討を行っていく。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・災害時における被害を軽減させるためには、早期に情報を伝達し、迅速な避難行動を起こしてもらうことが最重要であることから、海拔表示板とともに新たに避難場所案内表示板の設置などを進めるとともに、屋外拡声器の設置、尼崎市防災ネットの更なる加入者拡大など災害時における情報伝達手段の多層化にも引き続き努めていく。</p> <p>・今後も引き続き、津波等一時避難場所等の指定拡大や機能充実にに向けた取組を行う。</p>	

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
<p>・南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に津波等による被害を最小限にとどめることは、防災対策において最も重要であるが、これまで津波等一時避難場所の拡大や屋外拡声器・戸別受信機の設置などを進めてきており、津波等一時避難場所への避難可能人数は増加している。</p> <p>・情報伝達機器の多層化の程度や整備スケジュールについては、災害時に正確な情報が確実に市民に伝わるか、また、その情報を基にした避難活動が迅速に行われるかということを訓練等の中で検証したうえで、今後の対応を整理する。</p> <p>・また、災害情報の収集力や、行政職員の防災知識・防災行動力を高めることも重要であり、老朽化したシステムへの対応や訓練内容の検討などについても、これまでの取組を検証したうえで問題点や課題を整理する。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>	
総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

施策名: 消防・防災
 施策番号: 12 - 02

1 施策の基本情報

施策名	12	消防・防災	展開方向	02	大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。
主担当局	消防局		主担当課	企画管理課・消防防災課・情報指令課・各消防署	
プロジェクト項目の該当有無	-				
市長公約の該当有無	-				
局重点課題の該当有無	●		消防団の充実強化、地域住民の防災行動力の向上、h-Anshinむこねっと2次救急システムを活用した救急搬送業務の効率化		

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 人口10万人当たりの火災死者数	↓	H22 1.54 人	0	1.11	**	**	**	**	27.9%
② 消防団員数	↑	H24 918 人	960	922	**	**	**	**	9.5%
③ 救急現場における4回以上の医療機関問合せ回数の割合	↓	H24 7.7 %	4.0	6.0	**	**	**	**	45.9%
④ バイスタンダーによるCPR(心肺蘇生法)の実施率	↑	H24 35.7 %	50.0	46.0	**	**	**	**	72.0%
⑤									

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●今後、予測される高齢者の増加に伴う救急需要の増大や、複雑多様化している災害への対応が求められている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容	●消防・救急・救助体制の充実 ●防災対策				
区分	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度 4.8%	30.5%	51.2%	10.3%	3.1%
	23年度 7.1%	23.4%	60.2%	6.9%	2.3%
重要度調査	25年度 第1位 / 20位		5点満点中 4.72点(平均 4.39点)		
	23年度 第5位 / 20位		5点満点中 4.18点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■消防・救急・救助体制の充実</p> <p>【消防団】 ・平成25年度については消防団員の加入促進を重点的に実施した結果、消防団員数の増加が図られた。そのような中、昨年12月に地域防災の中核をなす消防団の充実強化を目的として「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行された。法律施行により、地域の安全・安心をさらに推進するため、今年度も更なる消防団員の確保に努めるとともに、処遇改善や装備・教育訓練の充実にも積極的に取組み、消防団との連携や市民・事業者の協力により火災による死者数0を目指す。</p> <p>【救急体制】 ・救助体制については、いかなる災害現場においても迅速的確に対応するため、高度救助隊員を中心に様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、新たに救助担当係長を創設し、現場活動体制の強化を行った。 ・救急体制については、多種多様化する市民ニーズに対応するため、新たに3名の救急救命士を養成し、気管挿管など高度な処置ができる救急救命士の養成を積極的に行った。また、「h-Anshinむこねっと2次救急システム」を活用し、医師会及び医療機関と連携し、より効率的な救急業務体制の構築を進めることにより、救急現場における4回以上の医療機関への問合せ回数の割合について、対前年1.7ポイントの減少となった。これからの増加の一途を辿る救急需要に対応するため、引き続き救急救命士の養成を行うとともに、「h-Anshinむこねっと2次救急システム」を積極的に活用し、さらなる救急業務の効率化を図っていく必要がある。</p> <p>【応急手当の普及啓発】 ・緊急時に大切な人を、家族を、命を守るため、市民等に対してAED(自動体外式除細動器)の取扱いを含む心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発を継続して実施した。結果として平成25年度中9,476人の受講者数であった。バイスタンダーの(傍にいる人による)CPR(心肺蘇生法)実施率が10.3ポイント上昇していることについては、これらの啓発事業の成果であると考えられる。また、尼崎市防火協会と連携し、会員事業所が所有しているAEDをその事業所周辺で発生した事案に対しても活用できる「しくみ造り」を行ない、その情報を本市公式ホームページを活用して発信した。今後も、救命率向上のため一人でも多くの方に応急手当を身につけてもらうよう、年間10,000人の受講者を目標に継続実施するとともに、尼崎市防火協会と協力し、参画事業所の拡充を行う必要がある。</p>	<p>関連する目標指標 ①②③④</p> <p>進捗 ○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている</p>
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助隊整備事業費 ・救急活動事業費 ・消防団活動事業費 など 	
<p>行政が取り組んでいくこと ■消防施設等の整備・充実</p> <p>【消防施設・設備の整備】 ・災害から国民の生命・身体・財産を守るための消防の三要素は、人、施設(消防施設、消防車両、消防器具等)、水であり、消防施設の整備・充実が重要な柱となっている。 ・平成25年度については、老朽化によるものや法規制により運行不可となる車両の更新を行ったところであるが、消防体制を維持するためにも、消防局車両更新基準に基づく整備を継続して実施する必要がある。 ・地域の重要な消防活動拠点施設である消防分団器具庫については、今年度1件の建替えを予算計上しているが、平成24年度から更新が滞っており、老朽化の進んでいる施設が複数あることから、建替え計画を軌道に乗せることが喫緊の課題となっている。 ・電波関係法令において、平成28年5月31日までに、消防救急無線のデジタル化移行が義務付けられているため、伊丹市と共同で25年度から2か年で整備を進めている。工程については、これまで概ね順調に進んでいる。</p>	<p>関連する目標指標 -</p> <p>進捗 ○順調 ○概ね順調 ●やや遅れ ○遅れている</p>
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防設備整備事業費 ・消防庁舎等整備事業費 など 	

<p>次年度に向けた取組方針</p> <p>◆見直す・見直しを検討する事項 ・消防局では新規採用者や救急救命士の養成などの長期研修が多く、また、定年退職者や再任用職員の就労動向なども相まって消防署における警備人員の確保が困難となっている現状がある。そのため条例定数内での増員について関係部局との協議が必要である。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 ・消防体制の中でも、とりわけ救急業務については、高齢化による救急需要の増加も相まって、多様な市民ニーズに添えていかなければならない分野である。したがって、高度な救命処置を実施できる救急救命士の養成を行うとともに、増加の一途を辿る救急事案に迅速に対応するために昨年度から取り組んでいる「h-Anshinむこねっと2次救急システム」を活用し、更なる救急業務の効率化を図る。また、心肺停止状態の傷病者を行うバイスタンダーCPRの実施率向上を目指すため、年間10,000人の受講者を目標とした救命講習を継続的に実施する。</p>
<p>◆見直す・見直しを検討する事項 ・昨年度は、はしご自動車等配置車両の見直しを行ったが、増加の一途を辿る救急需要に対応するため、救急隊増隊を含めた緊急車両の適正配置についての検討が必要である。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 ・充実した消防サービスを提供するため、更新基準による車両、資機材の更新整備を実施するとともに、消防分団器具庫など消防活動拠点施設について、国の財政措置を活用し整備を進めていく。 ・デジタル無線運用が円滑に実施できるよう、消防職・団員への操作訓練等を計画的に実施していく。</p>

6 施策評価結果(二次評価)

<p>評価と取組方針</p> <p>・消防・救急体制については、目標指標全てにおいて実績値が上昇しており、各事業の進捗は概ね順調でその効果も現れている。</p> <p>・一方、救急業務における人員確保や人材育成の課題があり、救急業務の効率化を進めるとともに、今後は他都市の状況や本市の現状を検証したうえで対応についても検討する必要がある。</p> <p>・消防車両の更新や消防施設等の整備については、厳しい財政状況のもと投資的経費の抑制を図りつつ、国の財政措置を活用しながら、必要性や緊急度に応じて整備を行っていく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p>□重点化 ■継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

施策名: 消防・防災
 施策番号: 12 - 03

1 施策の基本情報

施策名	12	消防・防災	展開方向	03	地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。
主担当局	防災担当局		主担当課	防災対策課	
プロジェクト項目の該当有無	-				
市長公約の該当有無	-				
局重点課題の該当有無	-				

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●住宅密集地域等での人命の防護や焼損面積の抑制など、火災予防により被害の軽減を図ることが課題である。
 ●阪神・淡路大震災の経験を風化させず、防災意識を向上させるとともに、減災の視点も踏まえながら、地域における自主防災体制を強化することが課題である。

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値(H29)	実績値					現時点での達成率	
					H25	H26	H27	H28	H29		
① 住宅用火災警報器の設置率	↑	H26	**	%	80.0	78.1(参考)	**	**	**	**	**
② 防火査察の実施率	↑	H24	16.6	%	20.0	18.9	**	**	**	**	67.6%
③ 地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数	↑	H24	16	回	74	41	**	**	**	**	43.1%
④ 防災マップ作成地域数	↑	H24	23	カ所	74	25	**	**	**	**	3.9%
⑤											

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●消防・救急・救助体制の充実 ●防災対策				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	4.8%	30.5%	51.2%	10.3%	3.1%
	23年度	7.1%	23.4%	60.2%	6.9%	2.3%
重要度調査	25年度	第 1 位 / 20 位		5点満点中 4.72点(平均 4.39点)		
	23年度	第 5 位 / 20 位		5点満点中 4.18点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■市民・事業者における火災予防・防災対策支援</p> <p>【火災予防活動】 ・住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置促進として、平成22年8月から戸別訪問やローラー作戦などによる取組みを実施してきた。その結果、本市の設置率(アンケート調査による平成25年6月時点の市内の推計設置率)は前年度より0.8ポイントアップの78.1%(国79.8%)となっている。 ・事業所など防火対象物における災害を未然に防止するため、違反是正を主眼とした防火査察を積極的に実施した。平成25年度の防火検査の実施率については前年度を2.3ポイント上回り18.9%であったが、基準としている20%には届かなかった。しかしながら査察の実施に際しては、防火対象物のうち防火上特に重要な施設を中心に実施しており、一定の成果はあったと考える。(火災の発生には様々な要素が起因しているため、成果指標として火災件数は設定しない。)</p> <p>【防災意識啓発】 ・防災センターを中心として市内の自主防災組織、小学生、事業所の新入社員などに対し、防火・防災教育を実施した。結果として平成25年度中の防災センター来館者は320団体、16,904名であった。今後も防火防災思想のすそ野拡大のため、継続して実施する。 ・平成23年度より、市民等の防災意識の維持・向上と東日本大震災の被災地への復旧復興に対する息の長い支援について理解と協力を求めるため、「尼崎市防災フォーラム」を実施している。防災研究者の講演、被災地支援の状況、市民が参加するグループワーク、教育現場や福祉施設の実践事例紹介など、毎年、実施内容の検討・変更を加え、市民等の防災に対する意識の維持・向上に努めており、一定の成果が得られている。(平成25年度開催時に実施したアンケートでは、「良かった」及び「普通」の回答が88.1%であった。)なお、平成26年度は、防災フォーラムを「阪神・淡路大震災20年事業」として位置づけ、震災から得た教訓を市民、行政がともに考え、継承することで、市民等の防災意識の維持・向上につなげる。 ・しかし、阪神淡路大震災・東日本大震災を経験してもなお、時が経過することで市民等の防災意識が薄れていくことも事実であり、災害から自らの生命を守るための必要な能力等の向上、防災意識の維持が課題である。今後も市民等への防災意識の啓発に努め、実施内容の検討を行い、引き続き事業を進めていく必要がある。</p>	<p>関連する目標指標 ①②</p> <p>進捗 ○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている</p>
<p>行政が取り組んでいくこと ■地域における防災体制の充実支援</p> <p>【地域防災力の向上】 ・これまで地域における自主防災組織を中心に訓練指導を通じ顔の見える関係を築き、「いざ」という時に適切な行動がとれる地域住民の「防災行動力」の向上を図ってきた。昨年度は、自主防災組織として41団体が訓練を実施したが、新たに創設された県の訓練補助金の活用を積極的に働きかけた結果、そのうち18団体が当該補助制度を活用し、避難・救護・炊き出しなど地域に即した充実した訓練を実施できた。 ・平成24年度より、参加者が実際に体験し、学ぶことができる「地域における防災力向上講座」を実施しており、まち歩きや防災マップ作成支援などを行っている。その結果、講座を受講した地域での自主的な防災訓練の実施回数や防災マップの作成地域数が年々増加している。しかし、東日本大震災を契機に市民の防災意識が向上しているものの、地域でのつながりや意識には温度差があり、自主的な防災訓練の実施や、防災マップを作成する地域が一部にとどまり、なかなか全市に広がらない現状がある。また、平成26年度より、兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」受講にかかる経費助成を行い、地域の防災リーダー(防災士)の支援・育成を行うが、地域での活躍の場を広げることなどを検討する必要がある。 今後は、どのように市民の防災意識を維持し、かつ向上させていくか、また、どのように地域に入って支援を行っていくかなどの課題を踏まえ、改善策等の検討を行いながら引き続き事業を進めていく。</p> <p>【要援護者支援】 ・避難行動要支援者名簿の整備については、平成24年度からの事業化に伴い、災害時の避難支援等に向けた名簿を整備するなどの取組を行ってきた。 ・平成25年度において、災害対策基本法の一部改正が行われ、避難行動要支援者名簿の整備が市町村に義務付けられたこと等に伴い、これまでの見守り実施地域を中心とした取組から全市的な取組へ移行・拡大していく必要がある。また、災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿を庁内関係部局と共有するとともに、要援護者本人の同意を得ることを基本に、地域に提供していく取組も行っていく必要がある。</p>	<p>関連する目標指標 ③④</p> <p>進捗 ○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている</p>
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防活動事業費 ・防災フォーラム開催事業費 	
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防活動事業費 ・地域における防災力向上事業費 	

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より効率的に住宅用火災警報器の設置指導を実施するため、今年度から、これまでの調査で把握している未設置世帯など、対象を絞った設置促進活動を実施する。 ・これまで、設置率については、各自治体において独自の方法で実施されてきたが、平成26年度以降は、統計学を用い全国統一的な算定手法となることから、今後、新たな手法による平成26年6月時点の推計設置率(8月頃の公表)を基として、更なる設置率の向上を図り、設置に向けての指導を推進していく。 ・防災センターにある防火防災展示品は、開庁(S61)以降更新されておらず、老朽化や故障により支障が生じている。そのため、来る市制100周年記念事業を機会としてリニューアルを検討する。 ・「尼崎市防災フォーラム」については、市民や事業者等の防災意識の維持・向上につながるよう、毎年、実施内容の検討を行う。 <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した地域を重点的に訪問するなど、住民の意識が高揚している時期を捉えて住宅用火災警報器の重要性を訴えることで、効果的な啓発活動を実施していく。
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域における防災力向上講座」は、受講者が参加しやすく、かつ実践的な内容とするため、毎年、実施内容等を検討する。また、平成25年に災害対策基本法が改正され、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、地域居住者等から提案のあったコミュニティレベルでの地区防災計画を市の地域防災計画に定めることができるとの規定が盛り込まれたことから、今後、必要とする地域に対して、地区防災計画の策定を支援するアドバイザーを派遣するなど、地域への支援策を進める。 <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の「防災行動力」を高めていくため、地域に根ざす消防分団と連携し、側面支援としてきめ細かな訓練指導を継続していく。また、各種補助制度を活用した訓練の実施を促進する。 ・今後も引き続き、「地域における防災力向上講座」を開催することで、地域での防災訓練や防災マップづくり等の実施を促進し、地域防災力の向上を図る。また、平成26年度より、県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」受講にかかる経費助成を行い、地域の防災リーダー(防災士)を支援・育成するとともに、地域での活躍の場を広げるため、連携手段の検討を行う。 ・今回の法改正に伴い、早期に避難行動要支援者名簿を再作成し、地域の理解を得ながら、災害時の避難支援に役立つ名簿の整備に取り組んでいく。加えて、今後の災害時要援護者支援の取組のさらなる重点化を見据えた人員体制についても、併せて検討していく。

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・火災等の災害発生時の被害を軽減するため、地域住民の防災行動力を高める取組を実施しており、目標指標全てにおいて実績値があがっていることから、取組は概ね順調である。 ・しかしながら、阪神淡路大震災や東日本大震災から時が経過することで、市民の防災意識が薄れることも想定され、今後は地域の防災行動力を高めながら、いかにそれを維持していくかということが課題である。 ・また、地域のつながりが希薄化しつつあるなかで、防災マップの作成や避難行動要援護者支援名簿の整備をどのように進めていくかということについても検討していく必要がある。要援護者支援に係る体制の整備についてもあわせて検討を行う。 ●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。
<p>総合評価</p> <p>□重点化 ■継続取組</p>